

(様式2)

## 京丹後市奨学金制度改正(案)の概要

### 1 趣旨について

経済的理由により修学困難の者に対し、奨学金を給付し修学支援を行う。

### 2 申請の資格

以下の全てに該当する人

- ・申請者若しくは親権者が京丹後市内に住所を有していること。
- ・学校教育法に定める学校に在学していること。
- ・勉学意欲があると認められること。
- ・経済的理由により修学が困難と認められること。(下記注釈参照)

上記の要件を全て満たしている人の中から当該年度の予算の範囲内で市長が決定する。

### 3 給付額

高校生 5,000 円 / 月額

大学生等 10,000 円 / 月額

### 4 申請の手続きと締切日

#### 【提出書類】

- (1) 京丹後市奨学金給付申請書
- (2) 所得に関する証明書類
- (3) 在学証明書
- (4) その他必要な書類

#### 【締切】

該当年の4月末日

### 5 給付の時期

給付金は、前・後期の2回にわけて給付することとし、前期分は7月、後期分は10月に給付する。

### 6 給付の期間

給付する期間は、高校生は所定の修業年限の間、大学生等は認められた申請年度のみ給付するものとする。

ただし、高校生で所定の修業年限の間給付する場合、毎年所得に関する証明及び在学証明書により、資格確認を行うこととする。

## 7 施行期日について

この制度については、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

「経済的理由により修学が困難と認められること」とは、申請者と生計を一にする者全員の 1 年間の所得の合計額が、次の所得基準額以下であることをいいます。

同一世帯員のうち、当該年度の 4 月 1 日現在の満年齢が 16 歳以上の者全員（全日制高校生を除く）の所得を合計します。

### 【所得基準額】

世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	6 人を超える場合
	164 万円	220 万円	260 万円	293 万円	332 万円	1 人増すごとに 40 万円を加える
所得基準額	次に該当する場合は、上記金額にそれぞれの額を加算する。					
	1 母子又は父子世帯		7 万円			
	2 障害者がいる世帯		1 人につき 25 万円			

世帯人員には申請者本人も含まれます。

「申請者と生計を一にする者」とは、原則として以下のような人をいいます。

- 同一の住居に居住している人（同じ敷地内の別棟に居住している祖父母等を含む）
- 主として家計を維持している人であって勤務地の関係で別居している人
- 修学や病気療養のために一時別居している人